

令和4年度の面接授業について

各授業において、科目の形態や特性に合わせた教育的効果を考え、授業実施方法を決定しています。これまで、面接授業についても、コロナ禍における特別対応として、学生からの希望等に応じて遠隔により授業を提供してきましたが、国内外でのワクチン接種の浸透などの社会状況を鑑み、令和4年度の面接授業については、以下に該当するような場合を除き、通学し対面で受講することとします。

- 学生本人に基礎疾患があり、新型コロナウイルスに罹患した場合、重症化する恐れがある場合
- 正規留学生において、渡航制限や入国制限など、止むを得ない事情で大学へ通学できない場合
- その他、必要性を客観的かつ合理的に判断し、通学することが困難と判断できる場合

※上記の「基礎疾患」について

基礎疾患については、基本的に厚生労働省が「基礎疾患を有する者」として具体的に示しているものを指します。

以下の病気や状態の方で、通院／入院している方

- 慢性の呼吸器の病気、慢性の心臓病(高血圧を含む。)
- 慢性の腎臓病、慢性の肝臓病(肝硬変等)
- インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
- 血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。)
- 免疫の機能が低下する病気(治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。)
- ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)
- 染色体異常
- 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
- 睡眠時無呼吸症候群
- 重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合)

以 上